

土地所有者の皆様へ（不法投棄を未然に防ぐために）

1 土地は、清潔さを保つよう努めてください。

廃棄物処理法第5条は、清潔の保持に関する事項を定めています。
土地所有者の皆様は、次の点に注意して土地を管理してください。

- ・「廃棄物の一時保管」と称して、廃棄物を放置したままにしないこと
- ・廃棄物を保管する際は、山積みにならないこと（保管基準を遵守すること）
- ・自ら所有する土地であっても、廃棄物を埋めないこと
- ・不法投棄されないよう、柵やネットを設置する、出入口に鍵をかける、定期的に草を刈る、見回りを行うなど工夫すること

2 不法投棄を見つけたら、速やかに通報してください。

不適正処理に関する情報は、できる限り速やかに得られることが望ましいことから、廃棄物処理法第5条に、土地の所有者等が、その所有等をする土地において不法投棄等の廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに都道府県知事等に通報するよう努めなければならないことが定められています。

通報先は、廃棄物の種類により異なります。

- ・産業廃棄物 ⇒ 東京都知事
- ・一般廃棄物 ⇒ その土地の所在する区市町村長

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（清潔の保持等）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。